

# 陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	3 2 5 2	受 理 年 月 日	令 和 4 年 9 月 27 日
件 名	敬老乗車証条例の一部改正条例の実施中止等		
要 旨	<p>2021年11月5日に京都市会で可決された敬老乗車証条例の一部改正条例は事実上それまでの制度の破壊である。</p> <p>京都市は敬老乗車証条例の改正に当たって、財政困難、500億円以上の財源不足などと説明してきたが、9月市会で審議されている2021年度決算では、実質収支は4億円の黒字となっている。財政困難、500億円以上の財源不足と市民や議会に説明し、議会で可決された2022年度予算の前提、根拠は信頼できるものではなく、改めて精査しなければならないと考える。</p> <p>この条例の目的は、高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することである。当初の条例制定後、長年にわたって市民から感謝され、大切に利用されてきたこれまでの敬老乗車証は紛れもなく市民の宝である。</p> <p>敬老乗車証の見直しの大きな動機は、市税負担をこれ以上増やしたくないという点にあった。今回の条例改正では、見直し後の市税負担は46億円を下回る25億円と試算されている。2021年度決算の実質収支が4億円の黒字となった今、本当に条例改正の必要があったのかどうか再点検が必要である。</p> <p>同時に、この制度は福祉であり交通局の割引制度ではない。したがって、他の定期券の割引とのバランス論を持ち込むことは誤りである。本来、当初のように無償で配付されるべきものであるが、百歩譲って一部負担金制度を導入する場合であっても、応益負担ではなく応能負担でなければならない。</p> <p>ついては、敬老乗車証条例の一部改正条例の実施を中止し、これまでの制度に戻したうえで、敬老乗車証利用者や市民の声を聴く公聴会や市民懇談会などを開催し、改めて市民的検討も含め多面的に幅広く議論を行うことを願う。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	教 育 福 祉 委 員 会		